年　　月　　日

北九州市教育委員会　様

所在地：

法人名：

代表者：

誓　約　書

　私（役員を含む）は、博物館登録または博物館に相当する施設の指定の申請にあたり、下記の事項について誓約します。

記

１．暴力団排除に関連して、次に掲げるいずれにも該当しません。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）。

（２）暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

（３）次に掲げる暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者。

①暴力団員が事業主または役員となっている者。

②実質的に暴力団員がその運営に関与している者。

③暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者。

④暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者。

⑤暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力又は関与している者。

⑥自らの利益を得る等の目的で、暴力団（員）を利用した者。

⑦役員等が、暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者。

２．法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納していません。

３．次に掲げるいずれにも該当しません。

（１）会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人及び開始命令がされている法人。

（２）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人及びその開始決定がされている法人。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた法人及びその開始決定がされている法人

（４）破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始申立てがなされた法人及びその開始決定がされている法人。

４．役員等に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者はいません。

５．博物館法第１９条第１項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者ではありません。博物館に相当する施設の指定の申請の場合は、加えて、博物館法第３１条第２項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者ではありません。